

改正

平成17年9月28日規則第42号

志摩市阿児特産物開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志摩市阿児特産物開発センター（以下「開発センター」という。）の施設等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ阿児特産物開発センター利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第3条 市長は、施設等の利用の許可をする場合、阿児特産物開発センター利用許可書（様式第2号）を発行するものとする。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日規則第42号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）